

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税(料)の減免制度について

(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方等について、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の全額または一部が減免される制度があります。

算出方法など詳細は市公式ホームページをご覧ください。

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/6973.html>

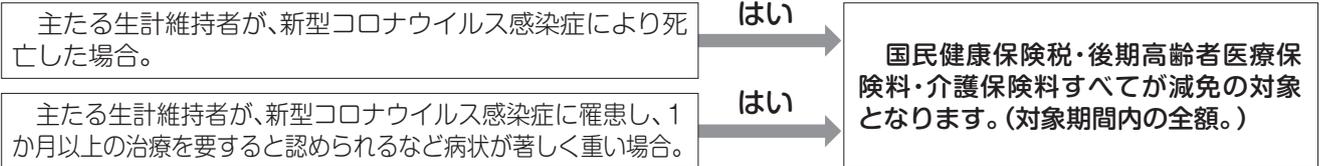


①対象となる方と減免額

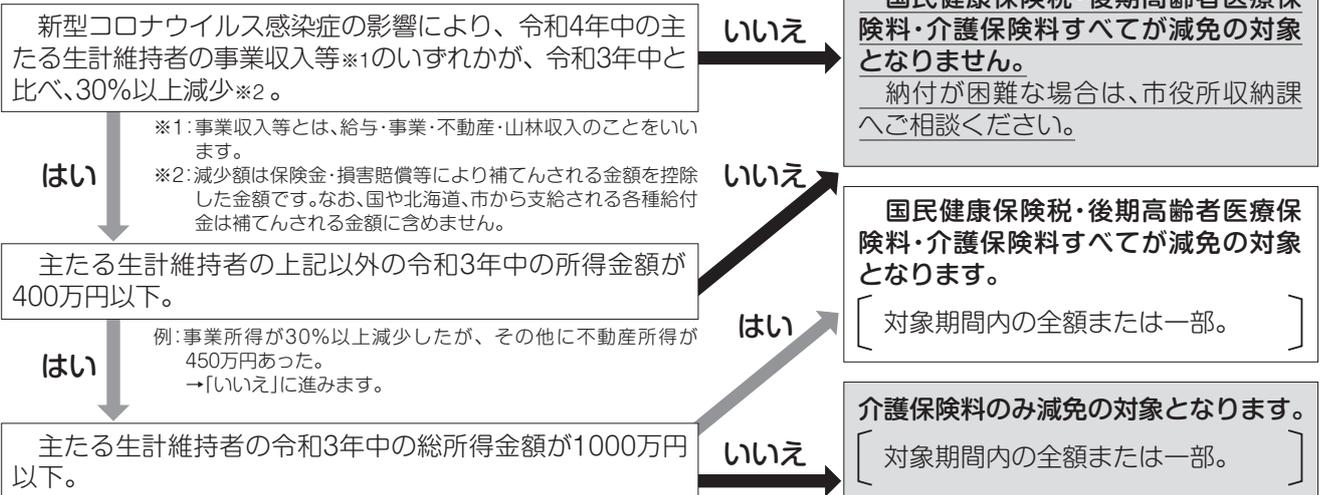
次のいずれかの保険税(料)の納税(付)義務者のうち、以下のフローチャートで減免の対象となった方。

- 国民健康保険税…74歳以下で、会社等の健康保険に加入していない方。(通常、世帯主が納税義務者です。)
- 後期高齢者医療保険料…75歳以上、または65歳以上で一定の障がいのある方。
- 介護保険料…65歳以上の方。(40～64歳までの方は健康保険に介護保険料が含まれています。)

(1) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の減免



(2) 収入の減少による減免



②減免の対象となる保険税(料)

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が到来する保険税(料)。

- ・令和4年度相当分の保険税(料)。
- ・令和3年度末に資格を取得したこと等により対象の納期限内に賦課された令和3年度相当分の保険税(料)。

③必要書類

- (1)の対象者…減免申請書、診断書等、来庁する方の本人確認書類
- (2)の対象者…減免申請書、月別収入等申告書、令和3年中および令和4年中の収入金額のわかる書類(給与明細・売上げの帳簿等)、来庁する方の本人確認書類

④申請の受付期限

令和5年3月31日(金)まで

⑤その他注意事項

※令和4年中の収入の見通しが、申請時点で判断できない場合(例年、収入の多くが年の後半に集中する場合等)は、申請時期をご相談させていただく場合があります。申請時期が変わることによる減免額への影響はありません。

※令和4年中の収入と令和3年中の収入を比較するため、昨年度減免の対象となった場合でも、今年度は対象とならない場合がありますのでご了承ください。

⑥申請場所及びお問い合わせ先

■国民健康保険税に関すること

問 税務課所得課税係 [内線132～134]

■後期高齢者医療保険料に関すること

問 国保医療課医療給付係 [内線122～125]

■介護保険料に関すること

問 保健福祉課高齢者・介護保険係 [内線156～159]